

先着順売払公告

下記の国有財産を先着順により売払いします。

なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施したが、売払の相手方が決まらなかったために、先着順により売り払うものです。

記

1. 売払物件

所在地番	区分	数量	売払価格	備考
福岡県北九州市門司区吉志4丁目1184-1	土地	1,466.63㎡	25,400,000 円	地目:宅地 境界標:有り 建ぺい率:50% 容積率:80% 用途指定:第一種低層住居専用地域

2. 競争参加者に必要な条件

次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者。
- ② 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当する者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3. 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び当該売払に関する問い合わせ先

福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4-40

九州地方整備局 北九州市港湾・空港整備事務所 品質管理課 (電話:093-321-4639)

4. 現場説明

買い受けを希望する場合は、必ず現地にて物件を確認すること。

希望者には随時現場説明を実施するので、下記の連絡先に連絡すること。

福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4-40

九州地方整備局 北九州市港湾・空港整備事務所 品質管理課 (電話:093-321-4639)

5. 売払相手方の決定方法

買い受け希望者は、普通財産売払申請書に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して持参することとし、先着1名に限り受理する。(郵送では受け付けない。)

また、先着順売払申請にあつては、物件の有無を必ず確認することとし、必要な添付書類がない場合や現地を確認していない場合は受理しない。

なお、同日に同一物件に対する売払申請書を持参したものが複数名いる場合には、抽選により売払相手方を決定する。

6. 売払申請書の提出場所及び受付期間

① 受付場所

福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4-40

九州地方整備局 北九州市港湾・空港整備事務所 品質管理課 (電話:093-321-4639)

② 受付期間

平成26年2月3日(月)から平成26年2月18日(火)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く

※売払相手方が決定次第終了

③ 受付時間

午前10時00分から12時00分及び午後1時00分から5時00分まで

7. 必要な添付書類

① 個人の場合は、住民票及び印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)を添付すること。

② 法人の場合は、法人登記簿謄本、役員一覧及び印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)を添付すること。

8. 契約締結の時期及び契約保証金について

契約予定者(売払申請者)は、決定した日から7日以内(土日祝除く)に売買契約を締結しなければならない。

なお、売買契約時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入しなければならない。

9. 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、代金は当局発行の納入告知書により一括即納とする。

10. 所有権の移転

売買代金を全額納付した時に移転する。所有権移転登記の手続きは国が行う。

11. 条件

① 暴力団事務所の利用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

② 風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業、その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

12. その他

契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

以上、公告します。

平成26年 1月29日

契約担当官
九州地方整備局副局長

大野正

